



JASDAQ

平成 28 年 12 月 12 日

各 位

会 社 名 タツモ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 池田 俊夫
(JASDAQ・コード 6266)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 亀山 重夫
電 話 番 号 0866-62-0923

従業員等に対する株式給付信託（J-ESOP）の導入及び 当社取締役に対する株式給付信託（BBT）導入（検討開始）等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員並びに当社子会社の従業員兼務取締役及び従業員（以下、「従業員等」といいます。）に対する新たなインセンティブプランとして、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「J-ESOP 制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

また、同取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りが無い限り、同じとします。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「BBT 制度」といいます。）の導入及び BBT 制度が導入されることを前提とした取締役に対する退職慰労金の廃止についての検討を開始することを決議いたしましたので、あわせて下記の通りお知らせいたします。

記

I J-ESOP 制度の導入について

1. J-ESOP 制度導入の背景

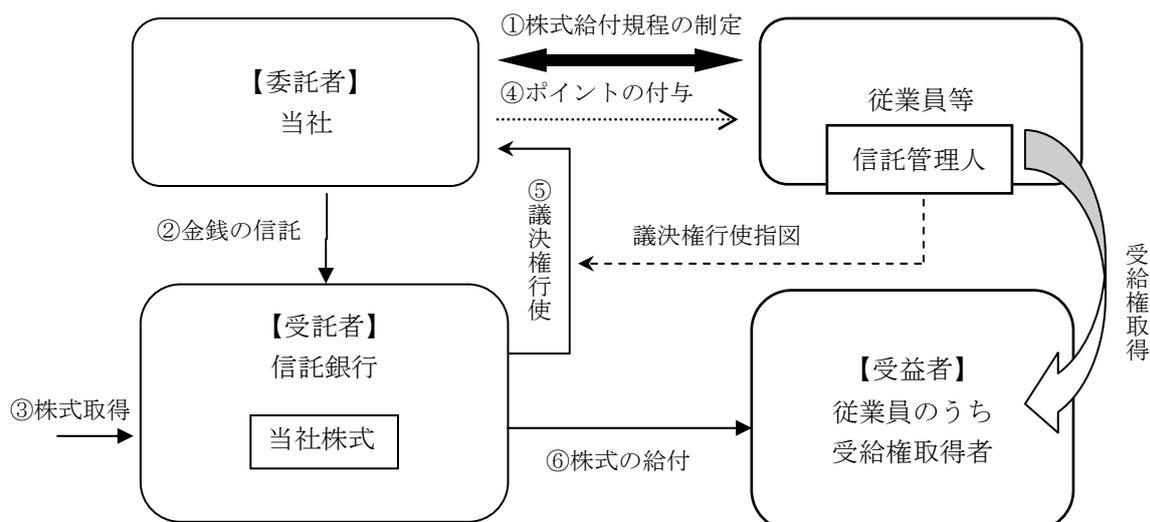
当社は、従業員等のインセンティブプランの一環として普及が進んでいる日本版 ESOP（=Employee Stock Ownership Plan）について検討してまいりましたが、今般、当社の株価や業績と従業員等の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に対して自社の株式を給付する J-ESOP 制度を導入することといたしました。

2. J-ESOP 制度の概要

J-ESOP 制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し原則として当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員等に対し役職等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに原則として当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め当社が拠出した金銭により設定される信託（以下、「J-ESOP 信託」といいます。）において将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

J-ESOP 制度の導入により、従業員等の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

<J-ESOP 制度の仕組み>



- ① 当社は、J-ESOP 制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員等に将来給付する株式を予め取得するため信託銀行（以下、「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員等に対し、「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員等は、受給権取得後に原則として信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

【J-ESOP 信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（J-ESOP）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
- ④ 受益者：従業員等のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社の従業員の中から選定
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 信託契約の締結日：平成 29 年 5 月下旬（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成 29 年 5 月下旬（予定）
- ⑨ 株式給付規程の効力発生日：平成 29 年 5 月下旬（予定）
- ⑩ 信託の期間：金銭を信託する日から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、J-ESOP 制度が継続する限り信託は継続します。）

II BBT 制度の導入（検討開始）等について

1. BBT 制度導入（検討開始）等の背景

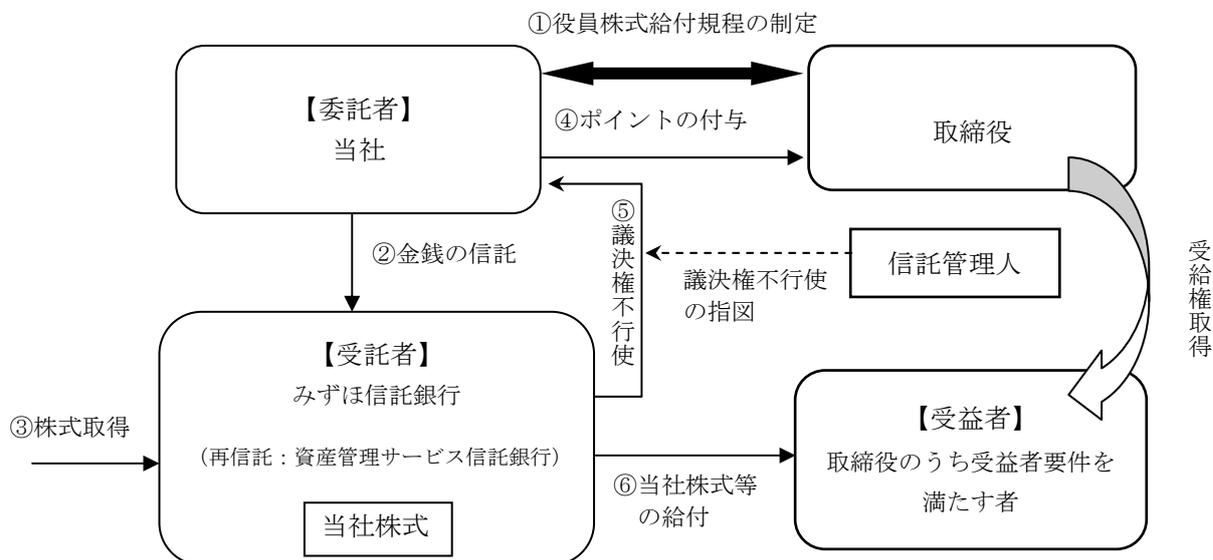
当社は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、BBT 制度を導入することについての検討を開始することといたしました。なお、当社は、BBT 制度を導入することとした場合、取締役に対する退職慰労金を廃止する方針であり、退職慰労金の廃止についても BBT 制度とあわせて検討を開始することといたしました。

なお、BBT 制度の導入は、当社の株主総会において承認を得ることを条件といたします。

2. BBT 制度の概要

BBT 制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「BBT 信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

<BBT 制度の仕組み>



- ① 当社は、株主総会において、BBT 制度について役員報酬の決議を得て、株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ BBT 信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ BBT 信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、BBT 信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ BBT 信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

なお、本制度の導入について改めて決議した場合には、すみやかに公表いたします。

以 上